

## お知らせ

### 所得税や市・県民税にかかる 「障害者控除対象者認定書」 を交付します

65歳以上の方（基準日平成27年12月31日）で、身体や日常生活の状態などに障がいがあると認められた場合、所得税や市・県民税の申告において障害者控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

本人または扶養している高齢者の認定書を希望される方は、印鑑をご持参のうえ市役所高齢福祉課または各支所・行政サービスセンターの高齢福祉担当窓口で申請してください。

#### 障害者控除対象者の目安

##### （次のすべてに該当する方）

- 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちでない方
- 介護保険の要介護（支援）認定を受けている方

#### 留意事項

- 認定書の交付には1週間ほどかかりますので、確定申告等をされる前に早めに申請してください。
- 審査の結果、対象にならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 一度認定書の交付を受けた方で、

その後、状態が変わりがない方は、以前交付された認定書をそのまま使用できます。確定申告相談窓口で認定書を提示し、状態が変わりがないことをお伝えください。

#### お問い合わせ

##### ○認定書申請に関すること

市役所高齢福祉課高齢福祉係  
☎63-3790（本庁舎1階）

または、各支所・行政サービスセンター（高齢福祉担当）

##### ○所得税や市・県民税の申告に関すること

市役所税務課市民税係  
☎63-5110（本庁舎1階）

### 除雪に関するお願い

#### 除雪の実施について

市では、降雪による混乱が生じないように、生活道路の確保に万全を期して対応しています。

除雪作業は、おおむね積雪12cmを基準として、また、通行に支障をきたす場合に早朝除雪を基本として実施しますが、一部地域や積雪の状況により日中に実施することもあります。

なお、国道についても同様に協力をお願いします。

#### お願い

○除雪作業中は危険ですので、除雪車には近づかないようお願いしま

す。特に、子ども達には注意を呼び掛けてください。

○十分な道路幅を除雪するため、道路に自動車等を駐車、放置しないでください。

○歩道乗入れ口の鉄板、木材は撤去してください。

○竹林の所有者の方は、早めに枝切り等の処置をしてください。雪のため竹等が道路上に垂れ下がると除雪の妨げになるほか、交通事故の原因にもなります。

○農地や空き地を排雪場として利用させていただくことがありますので、ご了承ください。

○除雪作業による騒音等でご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

○家の出入口や屋根の雪は、道路に捨てないでください。

○水路へ雪を捨てないでください。水路に排雪すると、下流でせきになり、宅地へ水が流入する場合があります。

効果的な除雪を実施するためご協力をお願いします。

#### お問い合わせ

市役所建設課道路公園維持係  
☎63-5118

# 中古車高価買取り実施中!!

## トラック・バン・ワゴン車・クレーン車など

## トラクター・耕運機（ディーゼル）・

## 船外機・船内機・重機も買取りいたします

### 名義変更・抹消手続き無料!

(株)アクティインターナショナル 佐渡営業所 (佐渡市宮川)

お気軽にお電話ください! ☎0259-66-2695 担当 菊池・安達

